

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○私立学校法施行細則の一部を改正する規則……………

……………（生活文化スポーツ局私学部私学行政課）…

○東京都漁業調整規則の一部を改正する規則……………

……………（産業労働局農林水産部水産課）…

告示

○平成二十一年東京都告示第五百十一号（私立学校

法第二十六条による学校法人の行うことのできる

収益事業の種類）の廃止……………

……………（生活文化スポーツ局私学部私学行政課）…

○知事指定薬物の指定の失効……………

……………（保健医療局健康安全部薬務課）…

規程（交）

○東京都交通局事業用自動車運行管理規程の一部を

改正する規程……………

公告

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………

……………（環境局総務部環境政策課）…

規則

私立学校法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十二号

私立学校法施行細則の一部を改正する規則

私立学校法施行細則（昭和二十五年東京都規則第五十一

号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第十一条中「第二十六条第二項」を「第十九条第二項」

に、「第六十四条第四項」を「第一百五十二条第五項」に、

「告示」を「公告」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の公告は、インターネットの利用その他の広く都

民に周知する方法により行うものとする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、

第十一条の改正規定（「第二十六条第二項」を「第十九条

第二項」に、「第六十四条第四項」を「第一百五十二条第五

項」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

東京都漁業調整規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十三号

東京都漁業調整規則の一部を改正する規則

東京都漁業調整規則（昭和四十年東京都規則第六十

号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第一号中「（まき餌釣りを除く。）」を

削る。

第四十七条に次の一項を加える。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その

他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第五十四条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第五十五条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五十

四条第一項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和七年六月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告示

●東京都告示第千五百五十五号

平成二十一年東京都告示第五百十一号（私立学校法第二

十六条による学校法人の行うことのできる収益事業の種類）は、廃止する。

令和六年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第千五百五十六号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都

条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定

薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第百五十一号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和六年十一月十六日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	N, N-ジエチル-2- {2- [(4-フルオロフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類	Flunitazene、 Fluonitazene
(2)	N, N-ジエチル-2- {2- [(4-メトキシフェニル) メチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類	Metodesnitazene、 Metazene
(3)	1- (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキサール-5-イル) -4-メチル-2- (ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン及びその塩類	MD-PiHP、 MD-PHiP
(4)	N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -5-プロモ-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類	ADB-5' Br-PINACA

規程（交）

●交通局規程第五十五号

東京都交通局事業用自動車運行管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十一月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局事業用自動車運行管理規程の一部を改正する規程

東京都交通局事業用自動車運行管理規程（昭和三十六年交通局規程第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

別表四の部への項を次のように改める。

へ 乗務員ごとに、点呼を行つた旨並びに報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存すること。ただし、貸切自動車については電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を三年間保存すること。	
(1) 点呼を行つた者及び点呼を受けた乗務員の氏名	○
(2) 乗務するバスの登録番号その他当該バスを識別できる表示	○
(3) 点呼の日時	
(4) 点呼の方法	
ア アルコール検知器の使用の有無	
イ 対面でない場合は具体的方法	
(5) 酒気帯びの有無（中間点呼を除く。）	
(6) その他必要な事項	

別表四の部への項の次に次のように加える。

ト 点呼を行つたときは、その状況を録音及び録画（電話その他の方法により点呼を行う場合にあっては、録音のみ）して電磁的方法により記録媒体に記録し、かつ、その記録を九十日間保存すること。

チ アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認を行うときは、当該確認に係る呼気の検査を行っている状況の写真（当該運転者を識別できるものに限る。）を撮影して電磁的方法により記録媒体に記録し、かつ、その記録を九十日間保存すること。ただし、当該状況を前項の規定により録画する場合はこの限りでない。

別表五の項を次のように改める。

五 業務記録に関すること。	
乗務員ごとに、業務記録を作成させ、かつ、その記録を一年間保存すること。ただし、貸切自動車については三年間保存すること。	○ ○

別表六の部イの項及びロの項を次のように改める。

イ 運行記録計（電磁的方法により記録することができるとして国土交通大臣が告示で定めるものに限る。以下同じ。）による記録ができない車両を運行に使用しないこと。	
ロ 運行記録計を適切に管理するとともに、その記録を電磁的記録として三年間保存すること。	○ ○

別表九の項中「一年間」を「三年間」に改め、同表十六の項中「所」の下に「等の見やすい場所」を加え、同表二十三の項の次に次のように加える。

二十四 貸切自動車の運送引受書に関すること。	運送引受書の写しを運送の終了の日から三年間保存すること。	○
------------------------	------------------------------	---

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出
について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 小 池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

東武鉄道株式会社

取締役社長 都筑 豊

墨田区押上二丁目十八番十二号

二 対象事業の名称

東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業

三 工事着手の予定年月日

令和六年十一月十五日

四 工事完了の予定年月日

令和十三年三月三十一日

五 届出日

令和六年十月二十八日

行 東 京 都
発 東京都市西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定 価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
印刷所 三 鈴 印 刷 株 式 会 社
電話 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
〇三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号 101-0051